

# 「学校支援地域本部事業」に参加する

平成21年度より  
保険内容の改定があります。

# “学校支援ボランティア”の皆様へ

## スポーツ安全保険のご案内

★“地域住民による学校支援ボランティア”  
を安心サポート!!

「学校支援地域本部事業」に基づく「地域住民による小中学校支援」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償事故への備えとして、スポーツ安全保険にご加入されることをお勧めします。  
本補償制度は、学校支援地域本部事業に参加する地域住民ボランティアから地域コーディネーターまで幅広く対象とし、また、教室での学習補助やクラブ活動の指導など様々な学校支援における団体活動を補償しております。



●校内の環境整備を支援



●学校行事の際の会場設営を支援



●運動部活動の指導者を支援

### 補償の特徴

- 学校支援地域本部の管理下で行われる団体活動中、自宅と活動場所との往復中の事故を補償します。
- 傷害保険、賠償責任保険、共済見舞金の3つの補償がセットになっております。

### 平成21年度 加入区分・掛金・補償額 加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数が5名以上でご加入ください。

加入対象者 <small>(注1)</small>	加入区分	年間掛金 (1人当たり) <small>(注2)</small>	傷害保険				賠償責任保険 てん補限度額 <small>(免責金額なし)</small>	共済見舞金
			死亡	後遺障害 <small>(最高)</small>	入院 <small>(注3)</small> <small>(日額)</small>	通院 <small>(注3)</small> <small>(日額)</small>		
・教室での学習支援のボランティア ・通学路の安全指導のボランティア ・環境整備のボランティア	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	<b>身体・財物賠償</b> 合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円  <b>突然死</b> (急性心不全、 脳内出血など) <b>180万円</b>	
・運動部活動指導等スポーツ活動を行うボランティア	AC <small>(注4)</small>	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

(注1) 地方自治体から委嘱をうけ、あるいは登録されている方が加入対象者となります。  
 (注2) 掛金には(財)スポーツ安全協会で運営する「共済見舞金制度」の掛金、1人20円が含まれます。  
 (注3) 入院、通院については治療日数1日目から補償します。  
 (注4) AC区分は中学生以下(特別支援学校高等部の生徒を含む。)への指導活動が補償の対象となります。

このご案内は学校支援地域本部事業に参加される方々向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」(平成21年2月下旬作成予定)をご覧ください。また、詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会又は東京海上日動までお問い合わせください。

# スポーツ安全保険の補償内容について

## ① 対象となる事故は…

地域支援本部の**管理下**で行われる**団体活動中**(注1)とその**往復途上**(注2)の傷害・賠償責任事故および突然死を補償します。



(注1)市区町村などの地方自治体から「学校支援地域本部事業」に基づく各種指導ボランティアとして任命または登録のある者が5名以上で加入している場合は、各学校に対して個別に指導・助言を行うものであっても地域支援本部の管理下で行われる団体活動として取扱います。  
(注2)地域支援本部が指定する集合・解散場所と被保険者(補償の対象となる方)の自宅との通常の経路往復中をいいます。

## ② 保険責任期間(補償期間)

平成21年4月1日午前0時から平成22年3月31日午後12時まで

途中からでもご加入できます。

ただし、平成21年4月1日以降のお申込みの場合は、補償は加入手続日の翌日の午前0時から有効ですが、保険終期は左記と同様平成22年3月31日午後12時までとなります。中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。

## ③ ご加入方法 平成21年3月から受付開始

- ①申込用紙はスポーツ安全協会のホームページよりご請求いただくか、スポーツ安全協会支部、各教育委員会などに設置しておりますので、必要事項をご記入の上、指定の金融機関で加入手続きをお願いします。(平成21年度加入依頼書は平成21年2月下旬より配布予定)  
※インターネットからも加入ができます。詳しくはスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。
- ②ご加入にあたっては、**加入者5名以上**で、代表者が掛金・名簿をとりまとめてお申込みください。追加加入の際には1名からでも手続きができます。

## ④ 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	共済見舞金
<b>対象となる事故</b>	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での <b>団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故</b> により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にもなう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内での <b>団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした</b> ことにより、 <b>法律上の損害賠償責任を負った場合</b> に対象となります。 (例1) 団体活動への往復中、自転車で行人におつかりケガをさせた場合 (例2) 団体の活動中に校舎の窓ガラスを割ってしまった場合	加入者が <b>団体の活動中及び往復中に発生した、突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)</b> が支払いの対象となります。 突然死とは、その顕著な徴候が「活動中及び往復中」に発生した、突然で予期されなかった病死をいい、急性心機能不全(心臓マヒ)、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血などが直接死因とされたもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものをいいます。
<b>保険金が支払われない主な場合</b>	(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。) ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4) 山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害(ただし、D区分に加入の場合は、対象となります。) (5) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ○ 急性心不全、脳内出血などの突然死(共済見舞金の対象となります。) ○ 野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ○ 成長痛、加齢に伴うものなど(変形性膝関節症、変形性腰椎症など) (6) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない場合には、本保険の対象とはなりません。 ※スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。 なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する賠償責任 ① 被保険者の故意 ② 被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ④ 自動車(自動二輪、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船及びモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用又は管理、狩猟 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 団体又は被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。) (5) 被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 (6) 学校又は保育所の管理下における事故に起因する賠償責任 (7) 山岳登山などの危険なスポーツの実施に起因する賠償責任(ただし、D区分に加入の場合は対象となります。) (8) 被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に直接起因する賠償責任(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。) (9) 被保険者が公務員(ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する賠償責任 (10) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故	

(お問い合わせ先)

**財団法人 スポーツ安全協会**  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-1  
http://www.sportsanzen.org **03-5510-0022**

<幹事会社>

**東京海上日動火災保険(株)** 公務第2部公務第1課  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11階  
Tel. 03-5223-2607 (平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成21年4月予定)) ※予告なく変更となる場合があります。  
あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動  
日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上

インターネット  
からの資料請求

資料請求はスポーツ安全協会ホームページより受付しております。(平成21年度の各種資料は平成21年2月下旬より受付)

<http://www.sportsanzen.org>

または

なお、3月、4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

●当補償制度は傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険)、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険)及び共済見舞金制度によって構成されています。